

○ 森林法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（開発行為の規模）			
第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。			
一	専ら道路の新設又は改築を目的とする行為	一	専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積一ヘクタールとする。
二	太陽光発電設備の設置を目的とする行為	二	太陽光発電設備の設置を目的とする行為
三	前二号に掲げる行為以外の行為	三	前二号に掲げる行為以外の行為
別表第二（第四条―第四条の三関係） ヘクタール			
事項	基準	事項	基準
一・二（略）	（略）	一・二（略）	（略）
三 植栽	方法に係るもの 満一年以上の苗（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）を、おおむね、一ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように	三 植栽	方法に係るもの 満一年以上の苗を、おおむね、一ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

注
(略)

(二)・(三) (略) 植栽するものとする。

注
(略)

(二)・(三) (略)